

# 第 1 回定例会討論

2022・3・25

まず、第 17 号議案「大分県個人情報保護条例等の一部改正について」です。

今回の条例改正は個人情報保護法の改正に伴い条例の改正を行うものでありますが、今回の個人情報保護法改正そのものに様々な問題があります。以下問題点を指摘します。

デジタル関連法の施行とともに、強力な権限を持つデジタル庁が発足しました。これによって、コロナ対策をはじめさまざまな問題が解決するかのようには言いますが、同法が目指すのは、行政機関などが保有する個人情報を企業のもうけのために利活用する仕組みづくりにほかなりません。個人情報保護をないがしろにすることは許されません。

個人情報の不正な流用や本人の同意を得ない第三者提供が後を絶ちません。プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することこそ急務です。

しかし、自公政権は、行政機関などが持つ個人データを、特定の個人を容易に識別できないよう加工すれば本人の同意なしに第三者に提供できる仕組みを導入し、さらに、デジタル関連法によって利活用の邪魔になる規制を緩和しました。

行政、民間、独立行政法人で別建ての法律だったものを個人情報保護法で一元化し、保護の対象となる公的部門の個人情報の範囲を狭めます。

また、地方公共団体に対しては、来年をめどに自治体独自の個人情報保護条例を「いったんリセット」し、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限します。自治体が条例で国より強い規制をすることに縛りがかかります。

デジタル関連法が国と地方自治体の情報システムの「共同化・集約」を掲げ、国基準に合ったシステムの利用を自治体に義務づけていることも重大です。国のシステムに合わない自治体独自の施策が制限されかねません。自治体本来の役目である住民福祉の向上に逆行します。

このような問題のある背景を抱える個人情報保護法の改正に基づく条例の改正には反対します。

次に、第 20 号議案、職員の給与に関する条例等の一部改正について反対です。

これは、人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国や各県の給与改定等の事情を考慮して、職員の期末手当を引き下げようとするものです。正規職員は 0.15 月分、再任用職員や任期付き職員などは 0.1 月分の引き下げとなる条例案です。これを実施

すれば、任期付き職員などを含めた県職員だけでも 17 億 8900 万円もの期末手当の削減となり将来の年金等にも影響が出ます。国家公務員や市町村職員を含めた県下全体の公務員給与の減額総額はさらに大きくなります。国が進めようとしている賃金アップの政策とも逆行しており、コロナ禍で痛めつけられた地域経済の立て直しにもマイナスになるため、コロナ禍で奮闘している公務員の給与は引き下げるべきではないと考えます。

次に、第 28 号議案、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」の一部改正についてです。

SNS 等による誹謗中傷、性的少数者や感染症に伴う偏見や差別を解決すべき課題として前文に明記することについては、評価するものです。しかし、条例名を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」にするというもので、これに反対です。また、「改正案」の随所にも「部落差別等」や「部落差別をはじめ」などと「部落差別」の文言がちりばめられており、こうした文言は削除すべきと考えます。

水平社創立以来 100 年にわたる国民の運動や行政側の差別解消の取組によって、基本的には部落問題は解消されているという現在の到達点を無視し、差別解消に逆行するものだと考えます。

条例改正の背景の第 1 に県民意識調査で「同和地区の人と結婚する場合、何らかの形で『反対』が約 6 割に上る」としているが、架空の「同和地区」を前提にした設問自体が部落差別の掘り起こしと助長・拡大を誘発・誘導するものであり、改定の根拠となりえないと考えます。また、婚姻の成立は、憲法 24 条に定められているように両性の合意のみとされ、これを阻害するような他者の関与を両親といえども排除しており、この点でも設問自体の違憲性は明白であり、改正の背景の根拠とはなりません。

この設問は、「あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたは どうしますか」というものです。また、「あなたは、住宅を購入したり、アパートを借りるなど不動産を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に沿っていても、その他の条件により、避けることがあると思いますか」という設問に、(1) 同和地区の地域内である (2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる、などの回答から「1 避けると思う」「2 避けないと思う」など 5 項目から選ぶ形になっているものもあります。

こうした架空の「同和地区」を前提にした設問自体が差別を助長し誘発するものであり、これらの調査そのものに問題があると言わざるを得ません。

都道府県の課の名前に部落差別解消という言葉を含むのは大分県だけであり、フィールドワークを行政主催で実施している自治体も県外には見当たりません。

条例の一部改正(案)についてのパブリックコメントにおいても、「条例の名称も現行のものでとてもわかりやすく、改正の必要があるのか。様々な人権問題がある

中で部落差別の問題をとりたてて表記することに違和感を覚える」というご意見や、「条例名は、なるべくシンプルなものがよく、現行の名称は非常にわかりやすく優れている」というご意見が、全4件中2件寄せられています。

人権審議会でも、部落差別解消の言葉を条例名に入れることに「違和感を覚える」「疑問に思う」などの意見が多数であるにもかかわらず、審議会の意見が尊重されていません。パブリックコメントや人権審議会の多数意見を尊重すべきです。

以上3点の条例改正には反対します。

次に、請願15「2022年度年金支給額引き下げ中止を求める意見書」について賛成の立場から討論します。

岸田政権は、4月からの公的年金額を前年度より0.4%の削減しようとしており、2年連続の削減です。厚生労働省の試算では、老齢基礎年金満額の場合、月259円の削減で6万4816円に、老齢厚生年金の場合は、標準的な夫婦世帯で月903円の削減で、21万9593円にしようとするものです。食料品やガソリン代などの値上げが続くなか、年金額削減は今でも苦しい家計をますます悪化させるもので、「健全な国民生活の維持及び向上に寄与する」という公的年金制度の目的に逆行しています。政府・与党は、年金生活者に対し一人5000円の給付金の支給が決まりましたが、これは年金生活が厳しいものであることを認めているためであり、給付金ではなく年金額の引き下げ中止こそ求められています。

以上この請願については採択していただきたいと考えます。ご賛同をお願いいたします。

最後になりましたが、長年にわたり県政に貢献され3月をもって退職される職員の皆さま方に、感謝申し上げます。特に近年は前例のない大規模な災害や感染症などへの対応に各分野で奮闘されたことに敬意を表し、今後ともこれまでの経験をいかしてご活躍されますことを祈念し、感謝の言葉とします。